事務連絡

令和５年５月12日

各医療機関 御中

茨城県保健医療部感染症対策課

麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について

日頃から本県の感染症対策の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、当県及び東京都における麻しんの発生を受け、別添写しのとおり、厚生労働省健康局結核感染症課・予防接種担当参事官室から麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起がありました。

つきましては、今後も感染例が発生する可能性もあることから、下記のとおり対応をお願いいたします。

　また、「医療機関での麻疹対応ガイドライン第７版」（平成30年国立感染症研究所発行。<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/medical_201805.pdf>）を参考に、貴院の全ての職員及び実習生の麻しん罹患歴及び麻しん含有ワクチンの接種歴の確認を行う等、平時から、麻しんの感染拡大予防策の徹底をお願いいたします。

記

１　発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと。

２　麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、まず臨床診断例として24時間以内に最寄りの保健所に届出を行うこと。

３　診断においては、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、地方衛生研究所等でのウイルス学的検査（※）の実施のため、保健所の求めに応じて検体を提出すること。

（※）血清IgM抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることから、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻しんの疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、感染症法15条に基づき、診断医療機関に対し、検体の提出を求めることがある。

４　医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（２回以上の接種）を確認していることが望ましい。

５　海外渡航予定のある者を診察する場合、２点について広く周知すること。

・ 海外渡航前の注意事項

・ ウェブサイト等を参考に、渡航先の麻しんの流行状況を確認すること。

・ 母子保健手帳などを確認し、過去の麻しんに対する予防接種歴、り患歴

を確認すること。

* 過去２回接種した記録がない場合は、渡航前に予防接種を受けることを検討すること。
* 麻しんのり患歴やワクチン接種歴が不明な場合は、抗体検査を受けることを検討すること。

・ 麻しんの流行がみられる地域に渡航後の注意事項

* 渡航後、帰国後２週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意すること。
* 発熱や咳そう、鼻水、眼の充血、全身の発しん等の症状が見られた場合は、医療機関に受診すること。また受診時には、医療機関に麻しんの可能性について伝達すること。
* 医療機関に受診する際には、医療機関の指示に従うとともに、可能な限り公共交通機関を用いることなく受診すること。

お問い合わせ先

茨城県保健医療部感染症対策課　疫学G

電話番号 029-301-3233

E-mail　 yobo5@pref.ibaraki.lg.jp

お問い合わせ先

茨城県保健医療部感染症対策課　疫学G

電話番号 029-301-3233

E-mail　 yobo5@pref.ibaraki.lg.jp